

7/9(木) 福岡少年院参観研修（民児委員参加）

10:15 日の里地区民生・児童委員で、福岡市南区老司の同施設で参観研修を行った。

出発

～

16:45

帰着



<沿革>

昭和12 司法省告示第25号により設置が決定

昭和25 法務府告示により初等・中等・特別・医療
少年院の指定

昭和56 全面改築に着手、庁舎等改築

平成8 介護職員養成コースを設置

平成27 少年院法改正に伴い矯正教育課程を設置

令和4 短期義務教育及び短期社会適応過程を設置

同施設での写真撮影は厳禁なので、同院発行のパンフレットからの写真

<入院から出院まで>

3級 2か月（短期は概ね4週間）

情緒安定・問題確認・導入の心構え



2級（前・後期）概ね6か月（短期は8週間）

①健全なものの見方・態度の醸成

②学習態度・勤労の習慣形成

③職業能力の開発、将来の生活設計



1級 概ね3か月（短期は概ね8週間）

生活設計・院生活の総括

<同院の現況>

入院者65名 職員数74名（うち5名女性）

※全国で家裁送りになる人は年間で約46,000人。うち少年院に送られる人は4%程（1,500～2,000人）